

「地域福祉交流プラザ 敬和ホール」アリーナ使用規定

●使用手続きについて

申し込み手続きは直接来館または電話をし、所定の施設等使用許可申請書(体育館備え付け)により申請してください。申請書は必ず使用する日の一週間前までに提出し、許可を受けてください。(6ヶ月前から受理します)

1. 通常の競技大会の場合は、使用責任者を決め責任の所在を明確にしておいてください。
2. 大会、催し物等が大規模の場合は、使用日の事前に(1週間前まで)管理責任者と打ち合わせを行って下さい。【関係機関(警察署、消防署等)への連絡、駐車場の確保、救急医療体制、日程等】

●施設等使用料金について

1. 使用料金は別添の料金表の通りです
2. 使用料金は原則として前納となっておりますので、使用する日までに体育館窓口または指定した口座に納付してください。キャンセルの場合は来館または電話にて使用日の3日前までに申し出てください。前納された使用料は現金または振込にてお返しします。ただし、使用する3日前までにキャンセルの申し出のできなかった場合は、前納された使用料は、返却できません。

●使用時間について

1. 申請する場合の使用時間には、準備及び終了後の片付けに要する時間も含まれます。
2. 使用時間をやむを得ず超過される場合は、事前に管理責任者に連絡をし、超過料金を納付してください。

●使用者の厳守事項について

1. 許可を受けた使用者(以下「使用者」という)は使用以外の目的で施設等を使用することはできません。
2. 使用者は次に掲げる事項を遵守してください。
 - ・ 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと
 - ・ 使用許可を受けた施設以外の設備を使用しないこと
 - ・ 火災、盗難、事故等の発生予防に留意すること
 - ・ 管理責任者の指示に従うこと
3. 使用者は施設や備品等を破損し、損害を与えた時は、速やかに管理担当者に届け出てその指示に従ってください。なお、破損等に伴う損害については、所要額を弁償していただきます。
4. 使用者は施設等の使用を終わった時は、速やかに管理担当者に届け出てその点検を受けてください。
5. 入場者が他人に対し、迷惑行為等を行った場合には、管理責任者は使用者と協同して退去させることができます。

●その他注意事項について

1. 館内はすべて土足厳禁です。必要に応じて上履き等をご準備ください。
2. 施設等の使用は、使用方法を守りていねいに取り扱ってください。
3. 体育館の施設等以外のものを設営する必要がある場合は、必ず事前に管理担当者に申し出て許可を受けてください。
4. フロアーに机、椅子等を設営する際には、フロアーに損傷を与えないよう十分に注意してください。
5. 使用後はモップ掛け清掃を行ってください。
6. 許可無く物品の販売及び館内への張り紙、釘打ち等はしないでください。

7. 行事の運営に必要な消耗品（用紙、マジック、ボールペン、セロテープ、お茶の葉等）は、使用者側で準備してください。
8. 競技用のラインテープは、当館に設けられているもの以外にラインを必要とする場合は、許可をうけ、設けてください。
9. 運動をするときは、運動に適した服装を着用してください。
10. 野外で使用したボール等は使用しないでください。
11. 基本的には、飲食等は禁止です。例外として飲食等の許可を受けた場合、弁当殻は持ち帰るか業者に回収を依頼してください。
12. 施設の利用にあたって、事故・けが等が起こった場合は使用者が責任をもって対処してください。当方はいっさいの責任は負いません。